

## 都留市公告第 2 号

土地改良法第89条の2第1項の規定に基づき、県営中山間地域総合整備事業都留西部地区川棚1工区の換地計画を決定し、同条第4項において準用する同法第87条第5項の規定に基づきその旨を公告したので、その写しを掲示するとともに、関係書類を次の通り縦覧し、併せて同条第6項に規定する審査請求を受け付ける。

令和 7年 1月16日

都留市長 堀内 富久

### 1 公告日

令和7年1月16日

### 2 縦覧書類

#### (1) 縦覧書類

換地計画書の写し

#### (2) 縦覧の期間

自 令和7年1月17日

至 令和7年2月14日

#### (3) 縦覧場所

都留市役所 産業課 都留市上谷一丁目1番1号

### 2 審査請求

#### (1) 審査請求の期間

自 令和7年1月16日(公告日)

至 令和7年3月3日